

# 令和元年度 第1回福島県農業振興審議会 議事録

日時 令和元年9月2日（月）  
14時00分～16時00分  
場所 杉妻会館3階 百合

## 1 出席者

### (1) 福島県農業振興審議会委員 計16名

橋本克也委員、梶内正信委員、橋本正典委員、宗像実委員、後藤庸貴委員、満田盛護委員、生源寺眞一委員、石井圭一委員、岩崎由美子委員、齋藤澄子委員、中田幸治委員、中村啓子委員、平久井信子委員、横田純子委員、小澤啓子委員、関奈央子委員

### (2) 福島県 計36名

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、農林水産部次長（農業支援担当）、農林水産部次長（生産流通担当）、農林水産部次長（農村整備担当）、農林水産部次長（森林林業担当）、農林総務課長、農林企画課長、農林技術課長、農業振興課長、農業担い手課長、環境保全農業課長、農業経済課長、農産物流通課長、水田畑作課長、園芸課長、畜産課長、水産課長、農村計画課長、農村振興課長、農村基盤整備課長、農地管理課長、森林計画課長、森林整備課副課長兼主任主査、林業振興課長、森林保全課長、県北農林事務所長、県中農林事務所長、県南農林事務所長、会津農林事務所長、南会津農林事務所長、相双農林事務所長、いわき農林事務所長、農業総合センター所長

## 2 議事

- (1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理について
- (2) 新しい福島県農林水産業振興計画の策定について

## 3 発言者名・発言内容

次のとおり

司 会 (部企画主幹)	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和元年度第1回福島県農業振興審議会を開会いたします。私は本日の司会進行を務めます、農林水産部企画主幹の本間でございます。</p> <p>本審議会は附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け一般県民の方に公開することとなっておりますので、御了承願います。</p>
司 会	<p>——部長挨拶——</p> <p>はじめに農林水産部長より御挨拶を申し上げます。</p>
農林水産部長	<p>農林水産部長の松崎でございます。審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃、本県の農業・農村の振興に御理解と御協力いただいております。この場を借りて、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、震災から8年半が経過しようとしています。避難指示が解除された区域においては、法人等による大規模な水田農業を始め、花き、畜産などの営農再開が進展しております。これまで取り組んできた復旧・復興は着実にその歩みを進めております。一方、風評による影響は依然根強く残っていると同時に、県内の産地における差別化、ブランド化により、産地間競争も年々、厳しくなっております。</p> <p>本県においては、原子力災害の対応に加え、産地競争力をいかに強化していくかが求められております。</p> <p>さらに、全国的に担い手が減少し、高齢化が進む中、本県ではこの傾向が顕著に表れており、持続可能な農業構造の確立に向け、担い手の育成・確保や、農地の利用集積などをより一層進める必要があります。</p> <p>このような中、本日は昨年の審議会で議論が多く交わされた担い手の育成施策について、県の取組を説明させていただくほか、皆様には、農業・農村振興に必要な施策についての御議論をしていただくこととしております。忌憚のない御意見等を頂戴し、本県農業の復興・再生に向けた施策に反映させていきたいと考えております。</p> <p>また、去る7月19日、県の最上位計画「福島県総合計画」について、新しい計画策定のための諮問が行われました。これを受けまして、現行の「ふくしま農林水産業新生プラン」も令和2年度に計画の期間が満了することから、新しい振興計画の策定について、本日、諮問させていただきたいと考えております。</p> <p>結びに、委員の皆様のみならずの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
司 会	<p>次に、生源寺会長に御挨拶をお願いいたします。</p> <p>——会長挨拶——</p>

会 長	<p>昨年度に引き続き、会長を仰せつかることになりました生源寺です。よろしくお願 いいたします。</p> <p>皆様には、大変ご多忙な所お集まりいただきまして、ありがとうございます。是非、 忌憚のない意見を頂ければと思っております。</p> <p>今、部長からのお話にもありましたけれども、前回は、担い手を確保するためには 何が必要かということについて、ここにかなりの発言が集中したように記憶しており ます。もちろんこの他にも、非常に重要な問題があるかと思えます。是非、皆様のそ れぞれのお立場から忌憚のない御発言を頂ければありがたいと思っております。</p> <p>何が必要かということもありますし、場合によっては、限られた資源の中でこれは 必要ないのではないかということも、議論の中ではあってはいいのではないかと思っ ております。</p> <p>本当にご自由に御発言いただくということでもありますので、よろしくお願 いしたいと思っております。</p> <p>それでは、私の方で、ここから先の議事の進行を進めさせていただきたいと思いま す。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、お手元の委員名簿をご覧ください。</p> <p>第1号委員の久保木正大委員、第2号委員の橋本正典委員、同じく第2号委員の満 田盛護委員につきましては、前任の委員の所属団体での退任等に伴い、新たに就任い ただいております。</p> <p>なお、久保木委員、橋本委員、満田委員の任期につきましては、福島県農業振興審 議会規則第4条の規定により、前任者の残任期間となります。</p> <p>続きまして、本日の審議会は、19名の委員のうち、過半数を超える16名の委員 に御出席いただいておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>進行につきましては、生源寺会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>——議 事——</p> <p>それでは、次第に沿って進めて参りたいと思えます。</p> <p>まず議事録署名人を決める必要がございます。私から御指名申し上げてもよろしい でしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、私からお願いしたいと思えます。</p> <p>今回は、宗像実委員と齋藤澄子委員、このお二方に議事録の署名をお願いしたいと 思えます。よろしくお願いいたします。</p>
宗像実委員	<p>(承 諾)</p>

齋藤澄子委員

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、「ふくしま農林水産業新生プラン」の進行管理についてですが、委員の皆様には資料1と2及び4と5を事前にお送りし、御意見・御質問をお寄せいただいております。お寄せいただいた御質問への回答につきましては、事務局から委員の方々に送られておりますけれども、これは本日、資料10として配付されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

本日はまず、昨年度に行いました、農業振興審議会として提言に対して、これをどのように反映したのかという状況、それから、特出しとしての「農業担い手の育成」に関する施策の展開につきまして、この場で認識を共有し、その上で来年度、どのような対策が必要となるのかの議論をできればと考えております。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

農林企画課  
(事務局)

農林企画課の鈴木と申します。まず、私の方から資料2により、昨年、本農業振興審議会から提言いただきました、提言の内容の県の施策への反映状況についてご説明をさせていただきます。

資料2をお手元にお出しただければと思うのですが、クリップを外していただくと、表紙の資料2と書いてあるもの、その次に資料2-2と書いてあるもの、それから資料2-3、2-4、参考という資料がございます。

まず、資料の見方について御説明をさせていただきます。

表紙のついている資料2「農業振興審議会提言の反映状況について」ですが、おめくりいただいて裏側を見ていただければと思います。

右下に小さくページが記載されております。以降、このページでご案内をさせていただきたいと思います。

資料2-1の見方についてですが、項目で一番上に「販路の拡大」、その下に左右に分けまして、「審議会の提言」、矢印に右側にそれに対する「県の対応方針」という形でまとめさせていただいております。

なお、見ていくと分かりますが、色をつけさせていただいております。これにつきましては、参考の資料で項目ごとに色をつけているのですが、その色と、「審議会の提言」のところの色を同色に対応させて表示をさせていただいております。

「県の対応方針」につきましては、昨年度提言をいただいた項目に対する県の対応方針を記載させていただいております。この県の対応方針に従って、県の本年度の重点的に取り組む内容、あるいは、事業を構築しております、その内容が資料2-2、2-3になります。なお、資料2-2は今年度重点的に取り組む内容をまとめております。資料2-3は重点的に取り組む内容を具体的な事業名として表記をさせていただいております。

資料2-1の県の対応方針の部分も、色をつけさせていただいております。この色につきましては、資料2-2、2-3の本年度重点的に取り組む内容を、左側からピ

ンク色に染めているところ「マーケット・インによる流通・販売戦略」、中ほど緑色の「所得向上を目指した戦略的な生産活動」、右側青色の「生産活動を支える強固な生産基盤」に対応する形となっております。

なお、資料2-2、2-3につきましては、農業のほか、林業や水産業についても記載をさせていただいております。

それでは、昨年、本審議会から頂きました提言に対する県の対応方針につきまして御説明させていただきます。使わせていただくのは資料2-1、2-2、2-3で御説明させていただきます。

まず、資料2-1の1ページをご覧ください。

大きな項目である「販路の拡大」についてです。一つ目の項目“消費者の理解促進と信頼される産地づくりをすすめる”の左側の欄、昨年本審議会から提言をいただいた“1 モニタリングや各種検査等による安全確保と分かりやすい情報発信を行う”、“2 認証GAP取得等を支援し、安全性、品質の確保と信頼される産地を育成する”、右側に移り、“3 長期かつ安定的な供給体制を構築するため、販促フェアや商談会等の取組を支援し、常設棚の確保をすすめる”、“4 量販店やオンラインストア活用等による販路拡大を支援する”、“5 商品や産地のイメージ向上を図る取組やパッケージングの改良等を支援する”、“6 海外での商談会などの輸出拡大に向けた環境整備を支援する”、“7 本県農林水産物の流通における風評実態を調査し、対策を継続する”の7項目です。

その提言に対する県の対応方針がそれぞれ右側に記載しております。時間の関係上、それぞれ個別に取り上げるのは省略いたします。

県の対応方針に対する資料2-2の本年度重点的に取り組む内容の該当する部分につきましては、一番左側のピンク色“マーケット・インによる流通・販売戦略”のうち、“1 消費者等の理解を促進し、信頼を取り戻す”、“2 ブランディングをすすめる、競争に打ち勝つ”、“3 新たな販路を開拓し、販売網を拡大する”の部分の取組でございます。

具体的な事業について、資料2-3をご覧ください。提言に対応する主な事業を掲載しております。左側のピンク色の欄、“1 消費者等の理解を促進し、信頼を取り戻す”の中で、“農林水産物等緊急時モニタリング事業”、“ふくしまの恵み安全・安心推進事業”、“米の全量全袋検査推進事業”が該当します。また、“第三者認証GAP取得等促進事業”や、“2 ブランディングをすすめる、競争に打ち勝つ”の中の“ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業”などが、該当する事業として構築させていただいております。

次に、資料2-1にお戻りいただいて、2ページをご覧ください。このページは大きな項目である「産地の生産力・競争力強化」についてであり、左側が“規模拡大や効率化による産地の生産力を高める”、右側が“高付加価値化等により産地の競争力を高める”という内容となっております。

審議会の提言の欄をご覧ください。“1 担い手への農地利用集積の取組を支援する”、“2 高性能機械やICT、省力技術等による高収量・安定品質の生産や規模拡大を支援する”、“3 飼料用米等の作付拡大、園芸品目導入など地域における水

田フル活用の取組を支援する”、“施設園芸や畜産の規模拡大を支援し、生産量の拡大を図る”、“5 果樹等の輸出拡大に向けた生産・供給体制の整備を支援する”、“6 農地の大区画化・汎用化等の生産基盤の整備をすすめる”、“7 ニーズを踏まえたオリジナル品種の開発と生産拡大を図る”、“8 GI等の知的財産の活用や市町村の広域連携による生産・販売戦略の構築を支援する”、“9 有機農業、環境保全型農業の取組への支援や消費者理解の促進を図る”、“10 豊かな地域資源を活用した地域産業6次化の取組を支援する”、“11 種子法廃止に対応した主要農作物の種子の生産及び品質の確保を図る”、“12 農業を取りまく関連産業の情報把握と連携強化を図る”と、12項目の提言をいただいております。

それぞれの提言の右側に県の対応方針を記載させていただいております。

県の対応方針に対応する資料2-2の本年度重点的に取り組む内容の該当する部分につきましては、真ん中の緑色の部分“所得向上を目指した戦略的な生産活動”のうち、“1 規模拡大や効率化により生産力を強化する”、“2 福島ならではの価値を高め、産地の競争力を強化する”、それから、右側の青色の部分“生産活動を支える強固な生産基盤”の中の、“3 生産基盤の整備を進める”の中の一つ目の丸で“農地の大区画化・汎用化等のは場整備”の部分の取組でございます。

資料2-3をご覧ください。具体的な事業について、かいつまんで説明いたします。

真ん中の緑色の部分の“1 規模拡大や効率化により生産力を強化する”のうち、“農地利用集積対策事業”、“多彩なふくしま水田農業推進事業”、“アグリふくしま革新技术加速化推進事業”、“スマート農業加速化実証プロジェクト事業”、“施設園芸産地力強化支援事業”、“実り豊かなふくしまの産地整備事業”、“「園芸王国ふくしま」グローバルリンク事業”、右側青い欄“3 生産基盤の整備を進める”の“経営体育成基盤整備事業”などが、該当する事業として構築させていただいております。

次に、資料2-1の3ページにお戻りください。

大きな項目である「多様な担い手の育成・確保」の項目です。

本審議会から頂いた御提言につきましては、“1 地域の様々な農業について情報発信し、農業の理解や就農意欲の促進を図る”、“2 魅力的な農業を幼少期から理解するため、様々な主体（若い農業者、農業女子、高齢者等）が関わるプログラムを創設する”、“3 担い手や新規就農者の育成にかかる県の重点支援をPRする”、右側に移り“4 担い手の技術・経営面における取組を支援し、所得向上と経営安定を図る”、“5 担い手の組織化・法人化、企業等の円滑な農業参入を支援する”、“6 後継者を含めた新規就農者等の技術習得や経営安定を地域全体でサポートする仕組みの構築を図る”、“7 就農希望者の受け皿となる農業法人の育成や地域の受入体制の整備を図る”の7項目の御提言を頂いております。これらの提言についても、県の対応方針に記載のとおり、提言に沿った形で対応をすることとしております。

資料2-2をご覧ください。

今ほど、資料2-1の県の対応方針で記載させていただきました部分につきましては、右側の青色部分の“2 持続可能な生産構造を支える人材を育成する”に重点的に取り組む内容を記載しております。

資料2-3をご覧ください。

該当する主な事業ですが、右側青色の欄の“2 持続可能な生産構造を支える人材を育成する”の、“ふくしまの次代を担う多様な担い手確保支援事業”、“企業農業参入サポート支援事業”などが、事業として具体的に構築させていただいております。

次に、資料2-1の4ページにお戻りください。

4ページは大きな項目である「中山間地域活性化」と「その他（共通的な取組）」になります。

審議会からいただいた提言の“1 農業の多面的機能や地域コミュニティ、生活環境の維持・向上を図る取組を支援する”、“2 鳥獣被害軽減を図るための人材の育成や総合的な対策を支援する”、“3 地域特産物やオリジナル品種を活用した産地づくりやブランド化を支援する”、“4 豊かな地域資源を活用した地域産業6次化の取組を支援する”、右側「その他（共通的な取組）」の“1 福島大学食農学類と連携した取組を推進する”などの項目を頂いております。これらの提言についても、県の対応方針に記載のとおり、提言に沿った形で対応をすることとしております。

資料2-2をご覧ください。

資料2-1の4ページで該当する部分ですが、右側青色の欄の“4 魅力ある農山漁村の暮らしと環境をまもる”と、真ん中緑色の欄の“3 地域資源の活用により中山間地域の収益力向上を図る”に重点的に取り組む内容を記載しております。

具体的な事業ですが、資料2-3をご覧ください。

右側青色の欄の“4 魅力ある農山漁村の暮らしと環境をまもる”中の、“地域をつなぐ農村交流活動事業”、“鳥獣被害対策強化事業”、真ん中緑色の欄の“2 福島ならではの価値を高め、産地の競争力を強化する”の中の、“福島大学食農学類地域課題解決実践講座設置支援事業”及び“3 地域資源の活用により中山間地域の収益力向上を図る”の中の、“ふくしま地域産業6次化戦略促進支援事業”、“菜食健美ふくしま！地域特産物活用事業”などが、事業として具体的に構築させていただいております。

最後に資料2-1にお戻りください。

資料2-1の4ページの、「その他（共通的な取組）」の中の、“2 循環型農業等と再生可能エネルギー、新規就農者確保と定住支援、地産地消と学校給食や観光等の取組について施策横断的に推進する”につきましては、全体的に関わるもので、様々な施策に反映させていただいておりますが、トータル的には右側の“共通する横断的な取組に留意し、関係する機関等と連携しながら、計画的、総合的な施策展開を図る。”ということで、対応させていただいております。

また、“3 補助事業の手続き等の簡素化や政策形成過程の見える化を図る”という提言に対しましては、“補助事業の手続きについて丁寧に説明するなど、より一層の支援に努める。また、政策形成に係る会議では議事録等をHPに公開するなど、経過の見える化に努める”とし、対応させていただいております。

以上、昨年、審議会から提言をいただきました事項に対します県の対応方針及び、関係する事業の説明をさせて頂きました。詳細は、後ほど資料をご覧くださいと思います。



農業担い手課長

続きまして、資料3につきましては、農業担い手課長より説明いたします。

農業担い手課長の星でございます。よろしくお願いいたします。

私の方からは、「農業担い手育成・確保について」ということで、お手元の資料3を併せて見ていただきまして、県の施策と取組につきましてご紹介したいと思っております。

まず、農業担い手の現状ですが、皆様ご存知のように、福島県の農家数はだいぶ減ってきております。販売農家が平成30年は4万5千戸で、平成7年と比べますと、半分以下に減っています。年齢別に見ましても、平成30年は65歳以上の方が73%以上で、平均年齢も67.8歳とだいぶ高齢化が進んでおります。

またそのような中で、新規就農者につきましては、震災後、平成24年にだいぶ減りまして140名程になりましたが、それが徐々に回復してきておりまして、平成30年で219名ということで、平成27年から4年連続で200名以上を確保しているという状況です。

農地所有適格法人（旧 農業生産法人）の数が、年々増加しております。平成30年は形態別に見ても株式会社が365件ということで、その大部分を占めてる状況となっております。

このような状況を踏まえまして、県としては、プランの中で「いきいきとした農業担い手づくり」という項目を設定して、認定農業者の育成、新規就農者の育成、企業等の農業参入、女性農業者の経営参画の推進などに取り組んでいるところです。

3ページの下はその指標で、認定農業者については、8,000経営体以上、新規就農者は年間220人以上、農業生産法人等数についても650法人以上と設定して、取組を進めております。

担い手の育成確保にあたりまして、特に就農の啓発をして確保する取組、さらに、そこから経営を開始して、定着して、その後徐々に発展していった、地域の担い手として頑張ってもらおうという、経営発展の段階別に県の施策を展開しております。

また、4ページの下にありますように、「持続可能な生産構造の実現」に向けては、人・農地プランの作成や兼業農家や農家以外の人も巻き込んだ地域の営農体制の確立という「集落営農の推進」、一方で、担い手もいないような所などについては、企業の農業参入なども促進させるよう取り組んでおります。

5ページの「就農啓発」から具体的に説明いたします。丸の中に“新”と書かれた部分がございます。これは、今年度から新たに取り組んでいるものです。新規就農者を確保するために、本県の農業あるいは、地域をアピールしていこうということで、ひとつはホームページ等を活用しながら、福島県の魅力、あるいは地域の農業を情報発信していこうという取組です。また、就農希望者を対象に現地見学、産地見学、その地域での農業の体験なども実施をしていただく取組も進めております。

また、高校生に農業の現場を体験してもらって、未来の農業を担う意識の向上を図るということで、農業高校等と連携して先進農家や農業法人での体験研修や、農業者との交流の事業を行っているところです。

もうひとつとして、県の農業総合センター農業短期大学校では、平成29年から、

水田、野菜、果樹、花き、畜産を、より専門性を高めて、5つの経営学科で再スタートしております。この中で、学生に担当の農場を割り当てて、生産管理、農業経営、販売実習なども含めながら実践力を養うというような取組を強化しております。

また、農業総合センター農業短期大学校の中には研修部がありまして、就農に関わる就農研修、農業機械の操作などの研修、農産加工の研修等を行いまして、新規就農者から農業経営者までの研修体系に対応する取組も行っております。

次に、「就農者の確保」の取組ですが、特に関係市町村・関係団体での取組を支援するという事で、受入体制の整備強化等の取組を進めております。新規就農者を受け入れるために、市町村、農協、その他の農業委員会など関係団体が受け皿組織を作って、県内外におけるPR活動、あるいは、就農相談等に対応してもらったり、就農に向けた農業者、あるいは、就農を希望する方を集めた研修会やセミナーなどを実施する場合に、その活動の支援・助成などを行っております。あと、今年度4月から新たに特定技能制度がスタートしておりますので、労働力の活用という部分で、外国人材の活用を支援する取組や、無料職業紹介事業などを実施するような場合に、経費の支援なども今年度からスタートしております。この取組につきましては、今年度は8つの市町村・地域で取り組んでおります。

また、「就農相談所の円滑な就農誘導と若い農業者定着支援」については、福島県青年農業者等育成センターと農林事務所が連携して、就農相談を実施したり、地域においては、就農計画の策定支援なども実施しております。なお、農業青年クラブの活動支援なども実施しております。

「就農に向けた知識や技能の習得と雇用就農へのマッチングを支援」については、新規就農者の数が、200名を超えているという状況の中で、近年特に、農業法人への就農者が約半数を占める状況となっております。しかし、法人へ就職しても、その後なかなか継続して働けない、途中で辞めてしまうような事例も散見されておりますので、雇用就農の方が希望する農業法人等で、最大4ヵ月程度、実際に研修などをして、その会社とのマッチングを進めていこうという事業に取り組んでおります。昨年度も40名弱の方がこの事業を活用して、そのうち15名超の方が、法人に正式に就職しているという状況です。

「農業法人等の人材確保・育成」については、昨年開催した研修会の中で、法人等の経営者の方から、「従業員の確保や育成、労務管理が弱い」という意見がありましたので、今年度、セミナーなどを開催しております。

続きまして、「経営開始から定着の時点での支援」については、特に就農希望者の就農準備、新規就農者の就農開始の支援についてです。これは、国の農業次世代人材投資事業を活用したもので、就農前の研修に関わる2年間、就農した後最大5年間で、最大150万円/年を交付するという事業になっております。これまでは45歳まで対象でしたが、国の要件が緩和されまして、今年度からは50歳未満まで引き下げられました。また、親族等の農地につきましては、利用権設定でも事業の対象になるということで、これらの事業を活用しながら、就農後の経営安定を支援しております。

「農業経営のスキルアップや仲間づくりを支援」については、女性・青年の農業者が作る組織が実施するスキルアップのための研修会、販売促進活動、あるいは、農業

者以外の方との体験活動などについて支援をする補助事業を展開しております。今年度は9つの組織が事業に取り組んでいる状況です。また、農業青年クラブのプロジェクト活動、農業女子ネットワークの応援企業との交流活動の支援ということで、農業青年クラブにつきましては、現時点で16の組織がありまして、約300名の会員がおります。農業女子ネットワークについても、66名の会員がおりまして、応援企業が30社という状況になっております。先日も交流活動をしたところでありまして、これから農業女子の方と応援企業が連携しながら、販売力の強化や経営の発展に向けた相互連携した取組を進めていこうとしております。

次に、「青年・指導農業士の活動支援」については、県内に農業士が147名、青年農業士が107名おります。それらの方が、地域の担い手の育成、あるいは、農業総合センター農業短期大学の学生の研修受入などをしていただきまして、後継者の育成に取り組んでいるという状況です。

次に、「経営発展に向けた取組」については、経営がある程度安定してきた方が、さらに経営の発展を図るという取組を支援しております。ひとつは、認定農業者・組織が実施する研修会の開催支援や、法人からの経営相談に対しましては、農業経営相談所が農業会議に設置されております。各種専門家が登録されておりますので、それぞれの経営に合わせて、個別相談を実施して、更なる経営の発展を目指してもらうという取組でございます。

「農業経営基盤の強化」については、農業経営基盤の中には、農業機械と農地がございますので、農業機械については、補助事業を設定いたしまして、規模拡大に関わる機械導入などの経費の一部を支援したり、導入した農業者に対しましては、その後の経営が安定的に発展するように経営指導なども実施しております。また、農地の強化については、農地中間管理事業などを活用しまして、担い手の農地の集約などをして、担い手の生産性の向上を図る取組を進めております。

最後に、「持続可能な生産構造の実現」については、特に、担い手の少ない地域、あるいは、中山間地域等も含めまして、人・農地プランを作成いたしまして、集落営農などの育成や、経営改善を支援しております。また、集落営農の法人の人材育成、雇用、経営改善支援ということで、これは今年度、新しく取り組んでいるものですが、ひとつは、集落営農法人の経営管理能力の向上、集落営農法人の中で後継の担い手となる人材の育成・確保に向けまして、就農フェアへの出展、県内農業生産法人の労働力確保の実態調査、特に労働力が足りないという話も以前から聞かれておりますので、今年度初めて、実態調査を実施する予定でおります。

なお、「企業の農業参入のサポート」については、市町村・関係団体と連携して、企業相談会を実施しております。併せて、参入したいという企業がありましたら、現地を案内したり、必要な機器・施設等の経費の一部を助成するという事で、県内一円と、特に被災地域などにも力を入れて、農業の企業参入を支援しております。

担い手の育成・確保の取組につきましては、以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、ただいまの資料2、資料3の説明につきまして、皆様から御質問や御意

議 長

	<p>見がありましたら承りたいと思います。なお、昨年度の提言に対して、どういう形で対応したかということでございまして、来年度の対策等につきましては、この次の説明を頂いた後に、審議いたしますので、ここではあくまでも、資料2と資料3への質問ということで、お願いできればと思います。</p>
橋本正典委員	<p>資料3の部分で、担い手の育成確保については、県ではそれなりにきめ細かい対応・施策を組んでいただいていると思いますが、ここ数年、200人以上新規就農があるわけですが、そうした方々が、県や農業団体に対して、どんな支援を具体的に求めているのかという意見があったら伺いたいと思います。</p> <p>あるいは、もし、把握してないのであれば、そういった部分をヒアリングするなどのお考えがあれば教えていただければと思います。</p>
議 長	<p>それでは、いかがでしょうか。</p>
農業担い手課長	<p>実際に就農された方や、就農する方がどのような課題を抱えているのかという部分につきましては、具体的に調査を実施したということは特にはございませんけれども、各地域の方で、担い手の受け皿組織を作っておりますので、具体的にどのような課題が現在、支援する中で必要なのかということ、事業を通じ把握しながら、次の施策に盛り込んでいきたいと考えております。</p>
議 長	<p>橋本委員、よろしいですか。</p>
橋本正典委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、想定していた時間よりも少し押ししておりますので、次に進みたいと思います。</p> <p>それでは、続いて来年度の対策について議論したいと思います。まず、事務局から資料の説明をお願いします。</p>
農林企画課長 (事務局)	<p>資料6をご覧ください。</p> <p>この後、御議論いただくために、本県農業の課題と施策の方向性ということで、昨年の提言を頂いた内容をベースに、事前に委員の皆様から頂いた御意見を書き加えたところを朱字で記載をさせていただいております。なお、それぞれ具体的に頂いた御意見につきましては、資料7にまとめさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>それでは、資料6をご覧ください。</p> <p>まず、資料6の1ページは、背景・課題、それを受けての施策の方向性についてです。まず、今回御意見を頂いて新しく書き加えた、主な部分について御説明をさせていただきます。</p>

「背景・課題」の一番左、「風評による販売棚の喪失」の一番下、「納入業者は納入先の福島県産品の取扱姿勢を実態よりもネガティブに評価」、これにつきましては、今年の春に公表になった、国の調査によりますと、末端の消費者の方が、福島県産を避けるという傾向よりも、中間の流通業者の方が、納入先が嫌うのではないかというような思いが強いということを受けて、こういったことが課題にあるのではないかとのご指摘を頂きましたので、記載をさせていただいております。

次に、右から二番目“中山間地域等の活力低下”についてです。“集落人口が減少し、個別集落では対応限界”という部分につきましては、全国的に人口減少が進んできている中で、特に集落単位での活動は厳しくなっている、というご指摘を頂きましたので、記載をさせていただいております。

その下、項目として付け加えた部分について、説明させていただきます。「施策の方向性」の左から3番目、“多様な担い手の育成・確保”の一番下の“農業労働力の確保”。これにつきましては、先ほど担い手の確保についてご説明させていただきましたが、そのほか、繁忙期等を中心とした短期的な労働力確保、あるいは、後ろのページでご説明しますが、農福連携なども必要ではないかといういようなご指摘がありましたので、ここに記載をさせていただいております。

一番右、“中山間地域等の活性化”の丸の三つ目、先ほどの上段の「背景・課題」でもご説明申し上げましたように、集落人口が減少している中で集落単位での対応が難しくなっていることから、“集落間連携やネットワーク化”が必要ではないかと、あるいはもうひとつ、一番下四つ目ですが、土地改良区につきましては、小さな土地改良区も多く、非常に活動も厳しくなっているという状況も踏まえて、“土地改良区の体制の強化”が必要ではないかというご指摘がございましたので、項目として加えさせていただいております。

続いて2枚目をご覧ください。

記載の仕方としては、朱字の部分の委員の皆様から頂いたご意見を基に、加筆・修正した部分を中心に説明させていただきます。

左側の上“販路の拡大”の“消費者等の理解促進と信頼される産地づくりをすすめる”の二番目ですが、ここは認証GAP等の支援に関する部分です。認証GAP等の取得の支援は今後もきちんと継続をすべき、それから、流通・消費段階での認知度向上を引き続き図るべきだというご指摘がございましたので、このような記載をさせていただいております。それから“3 長期かつ安定的な取引を構築するため、県内外における販促フェアや商談会等の取組を支援し、常設棚の確保や利用の拡大をすすめる”についてですが、ご意見として、ふくしま農林水産業新生プランの中に、販売だけではなくて、ホテル、旅館、食品加工業者などでの利用率向上という部分が記載されていて、そこもきちんと対応すべきというご意見をいただきましたので、利用の拡大という言葉を付け加えさせていただいております。それから、この欄の一番下の7番でございます。先ほどの課題の部分で、流通業者と末端の消費者等とのギャップの部分埋める必要があるのではないかというご意見を踏まえまして、もともと昨年度の提言では、風評実態を調査し、継続して対策するというニュアンスだったところ、新たな対応も含めて、対策を講ずるといような表現にさせていただいております。

その下の“産地の生産力・競争力強化”の、“4 園芸や畜産の規模拡大を支援し、生産量の拡大を図る”ですが、昨年の提言では、“施設園芸や”となっておりますが、委員からのご意見の中で、本県の主要品目であるキュウリなどにもっと支援すべきとのご意見がございましたので、“施設園芸”という言葉から“園芸”という言葉に直させていただきます。それから、“10 農畜産物の機能性を含めた差別化、高付加価値化の取組を支援する”ですが、ここにつきましてはご意見としまして、農産物あるいは食品の機能性を生かすために、医療関係、あるいは、福島大学との連携を図って、こういった部分にスポットを当てて、推進すべきではないかのご意見がございましたので、このような表現を新たに追加させていただきます。

右側の上段、“多様な担い手の育成・確保”の“2 職業としての農業を幼少期から理解するため、様々な主体（若い農業者、農業女子、高齢者等）が関わるプログラムを創設する”ですが、朱字を除いた部分は、昨年度の提言で頂いた内容ですが、県としては特に小さい方、田んぼの学校などで小学生等の理解を深める取組をおこなっておりますが、意見の中で、それ以外にも、職業としての認識をしてもらうような取組が必要ではないかというご意見がございましたので、一言加えさせていただきました。それから、“8 農業労働力の確保、農福連携の取組を支援する”につきましては、先ほど申し上げましたとおり、新規就農者の確保と併せて、繁忙期等の短期的な労働力の確保、あるいは、農福連携の取組強化を支援すべき、というご意見がございましたので、項目を起こさせていただきます。

その下、緑色の“中山間地域等の活性化”の“1 農業・農村の多面的機能や地域コミュニティ、生活環境の維持・向上を図る取組を支援する”ですが、先ほどの課題等のところでご説明をしたとおり、集落間の連携やネットワーク化といったことも含めて、農村の在り方をきちんと検討すべきではないかのご意見がございましたので、加筆をさせていただきます。それから、“3 土地改良区の経営強化を支援する”ですが、先ほどもご説明したとおり、土地改良区に対する支援をすべきというご意見がございましたので、記載をさせていただきます。

以上、昨年度頂いた提言を基に、事前に委員の皆様からいただきました御意見を、朱字として加筆・修正させていただいた形で、たたき台としてまとめさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それではここから先は、ただいま説明のあった資料6の2ページについて、昨年の意見を反映して充実させたものを、更に今年度提示して、事前にご意見いただいたものについても、ある程度すでに反映されているということですので、これをたたき台にして議事を進めていきたいと思っております。

まず、事前にご意見を頂いている委員の皆様、資料7に事前の意見が一覧になっております。事前にご意見を頂いた方は、その背景や内容、追加する意見があれば、そういったことについてご説明いただきます。そのあとで、事前にご意見を寄せていない委員もおられますけれども、そういった委員の方からもご意見を頂くといった手順で、ご意見を頂ければと思っております。

	<p>資料7で複数のご意見を頂いている方は、名前が複数回出てきておりますけれども、委員の名前の順番にご意見を頂くということでもよろしいでしょうか。まず、橋本委員が、2つ意見があり、満田委員、中田委員といった形ですので、この順番でもよろしいでしょうか。それでは、橋本委員からいかがでしょうか。</p>
橋本正典委員	<p>資料7全般でよろしいですね。</p>
議 長	<p>はい、そうですね。</p>
橋本正典委員	<p>項目を、細かいのも含めていっぱい出させていただいたのですが、私が書きたかったことは、ほぼほぼ、県の方から書き込みされていると思っておりますので、今の説明で十分かと思えます。若干、上の方二つだけコメントさせていただきます。</p> <p>GAPについては、GAP日本一を宣言したとのことで、進展は見られていると思っています。ただ、ポストオリンピック・パラリンピックを考えていかないと、このまま、ブームで終わらないようなことが必要だろうということで、対策の欄に記載してあることをきちんとやっていく必要があるだろうと思っています。</p> <p>それから、2番の「県内のホテル・・・」のところは、これも県の方でほぼ、このような形で整理していただいたというように認識しております。問題意識は、福島県は米の主産県ですけれども、特に主食、家庭用は、おそらく80%ぐらいは県産の米を食べているだろうと思いますが、業務用は、ホテルとか旅館とかはおそらく、正確には分からないのですが、半分ぐらいしか福島県の米を使っていないと思います。そのところを、もう少し押し上げて、一番福島県の米の安全性を認知しているのは福島県民なので、そういったところが大切だろうといったところ、あえて細かい部分ですが出させていただきました。3/5 ページの8番・9番は、先ほど説明あったとおりでと思います。あと、5/5 ページの13番は施策というよりも、こんな形で、取り組んでいただければと思っています。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次は満田委員、お願いします。</p>
満田委員	<p>消費者で福島県産品を嫌われる方は改善の方向に動いているけれども、残念ながら売られる方の約半分が福島県産品は置きたくないというアンケート結果になっております。何故そのようになっているかということ、震災直後に、我々もまだよく状況が分からなかった頃、棚から全部、福島県産品は外されました。その時に、すごい突っ込みや質問をされる方々が割強いらっしゃったのですが、そういう方々はどのような方々かということ、“高学歴”、“高所得”に多いと聞いております。特にデパート関係で、その方々への対応で忙殺されたことから、だったら福島県産品を置いていませんという対応をした方がいいという感じで、今に至る状況です。</p> <p>ですので、消費者対策は、そういった方々にどう伝えるかということと、そういう人たちの意見を付度する流通業者の方々に、安全性をどう伝えていくかということ。</p>

それでは、その方法としてどのようにすればいいのかというと、小売業の方々の全国組織、チェーンストア協会などいろいろな団体なり協会なりで、総会や研究会などのいろいろな事業を実施していますので、そこに行って、今の福島県の“全然問題ないんだ”といった実態を伝えるという、そういったところに流通のトップもいらっしゃるので、まず、そういった方々にお伝えする。その後、内部の会議で支社のバイヤーレベルまでに、福島県産は問題が無いんだということを、指導するといった流れを作っていく必要があるのではないかと思います。具体的な対応策をもっと進める必要があるのではないかと考えております。

それと、消費者だけではなくて、原料レベルでも、米油ですね、米油はどこに行くかということ、食用でも使われますし、女性用の化粧品ですね。化粧品はほとんど米油の塊です。そういった、化粧品メーカーからは、やっぱり、福島県産品は入れてくれるなということ、ちょっと聞いたことがあります。

ですので、やはり、いろいろなところに風評払拭に対する努力を今後も続けていく必要があるのかなと考えています。

議長

ありがとうございました。

それでは、中田委員をお願いします。

中田委員

私の方からは、4番と5番について書かせていただきました。

4番の方は、資料6で必要な対策に記載してあったのでいいのかなと思っていません。

数字は間違っているかもしれませんが、須賀川・岩瀬のキュウリについては、営農指導員に聞くと、面積が激減しているとのことでした。それは、震災の影響だけではなくて、当然高齢化も含まれていると思います。なぜ、こう書いたかということ、後継者対策につながるの、私は後継者対策は父親と母親がきちっと儲かっている姿を見せてくれれば、きっと息子たちはそれに伴って、ついてくるのではないかというのが、基本的にあるんです。

もうひとつは、私はネギと米を作っていますが、めぐりめぐって、大阪など全国の業者さんから、私が福島に会社を構えているっていうだけで、向こうの人から見ると、「福島＝キュウリ、モモ」といったイメージがあって、キュウリやモモがないのかと聞かれます。特にコンビニ業界から、サンドイッチに使う加工用キュウリがないか聞かれます。「うちはネギ屋なので」と何度も繰り返すことが、夏の常となっていて、今年は、よっぽど少なくなりましたが、去年ぐらいまではすごく多かったです。京都の九条ネギなんかもそうだと思うのですが、やっぱり全国的に名が通っているというベースがあるので、是非、福島のキュウリっていうのは、新しいものを作るのもひとつですけど、既存のブランドと技術があるので、もう少し、テコ入れを厚くしてあげた方がいいのかなと思います、このように書かせていただきました。

5番の方ですが、露地野菜と水稲について、イニシャルコストがかからない経営を展開しようとするのが、生産法人という立場から言わせてもらおうと、セオリーだと思います。ところが実際に、露地野菜をやっている生産法人で、かつ、雇用が出来る



人って、どのくらいいるのかと私は思います。それでは、なぜ出来ないかというところで書かせていただきました。露地で生産していると、やっぱり冬場に華奢(きゃしゃ)になってしまうので、ハウスについて対策が必要になります。ハウスを建てるのに、役所に相談に行くと、先進的なハウスであったりとか、オランダ型のハウスだったりとかを言われるのですが、そうじゃないんです。農家が求めているのは、水稲ハウスであれば3間のハウスでいいし、私農家やって10年ですけど、その間に5回ハウスがつぶれているんですね。10年償還で考えたときに、何千万もするハウスには投資が出来ないですよ。10年償還だと、なるべくつぶれてもいいようなハウスを求めたい、と思っています。たとえば、個々に生産業態が違う中で、「こういったハウスのメニューがありますよ」というのではなくて、ボトムアップで現場から、「こういった状況で、こういう事業を作れないか?」といった意見を聞く窓口のようなものがあってもいいのではないかと思います。

一方で、事業があったとしても、市町村によって対応が全く違うということを申し添えたいです。同じ国の事業であっても、片方の市町村の対応はいいのだけれど、もう片方につっけんどんな対応をとられて困ってしまうようなことがあって、毎回、審議会に来ると、すごく素晴らしいことが書いてあるけど、実際現場では、冷たくされることもあるんです。

議長

ありがとうございました。  
次に、関委員、お願いいたします。

関委員

近くの中学校の職場体験がありまして、自分が興味のある職場に行くときに、40名中、一人しか農家に行きたいという人がいなくて、職業を考えるときに、農業という選択肢が、子供の頃から無く、それだけ農業と離れている状況を感じました。小さい頃に農業の大切さを知ってもらうために、「田んぼの学校」の開催が対応方針に書かれていたのですが、それだけではなくて、職業としての農業の魅力をもっと伝えていくことが大事だと思いました。カッコいい農業をされている方もいますので、そういう方たちに、中学校に話に来てもらうとか、そんなことも出来るんじゃないかと思います。

あと、14番ですが、いろいろな事業が展開されていますが、どのように対応を決定されているのか、ということを書かせていただいたのですが、やっぱり、具体的にいろいろな会議などで、ニーズをくみ上げていच्छゃるとは思うのですが、そのニーズをどう事業に展開させていくかという時に、なかなか現場の声が反映されていないと感じていましたので、政策決定の過程の中で、現場の声というのを取り入れる仕組みがあればいいなと思います。近くの農家さんの言葉ですけど、昔はもっと普及員の方が、現場に足を運んでいच्छゃったと聞きました。作業を一緒にしながら、いろいろなニーズ、具体的にどのようなことが必要かということ、汲んでくれる仕組みがあればいいなと思いました。

議長

ありがとうございました。

岩崎委員	<p>続いて、岩崎委員、お願いいたします。</p> <p>中山間地域活性化について書かせていただきました。</p> <p>中山間直払い（中山間地域等直接支払制度）について、集落を歩いて今後の持続性などについて調査をしているのですが、いままで4期20年続けてやっていく中で、今後5年間続けてやっていけるのか、大きな不安感を表明する集落が増えているような気がします。</p> <p>いま、集落の中心になっている方は、だいたい団塊の世代の60歳代後半の方たちが中心で、活発に村づくりに取り組んでいる集落もあるのですが、一方で、関係人口とのネットワークをなかなか持てない集落との格差は、開いてきているのかなという気がしています。</p> <p>中山間直払い制度が出来た趣旨は、平場と中山間地域との格差是正が狙いとしてあったと思います。福島は中山間地域が県の7割を占めていますが、それを見ていくと、グリーンツーリズムとか商品開発、6次化などを一生懸命やっている集落もあれば、まったく何の動きも出てこない集落もあって、その格差が大きくなっているのが問題じゃないかなという気がします。そういう意味で、ここに書いてあるように、個別集落で対応できないところは、集落間の連携やネットワーク化を進めていくような支援施策が必要なのではないかと思っています。</p> <p>実際に、中山間直払い制度についても、西日本の取組を見ると、広域連携でビジョンを作って、活発な取組を展開している事例も多いのですが、福島県はなかなか、広域連携の取組が事例として出てきていない気がしますので、中山間連携ネットワーク化を話し合う機会・場づくりを積極的に進めていけるような支援というのが必要なのではないかと思っています。ちょうど、人・農地プランの実質化というテーマが出ている時でもありますので、そこら辺をみんなで話し合えるような、担い手だけでなく、農地の出し手側も含めて、集落のあり方について話し合えるような場づくりが、すごく必要になってくるのではないかと思って、このような意見を書かせていただきました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、後藤委員、お願いいたします。</p>
後藤委員	<p>皆さん、土地改良区ってご存じですかね。</p> <p>土地改良区は、土地改良法で定められている、土地改良事業を行うための組織となっておりまして、主な役割としましては、農地のほ場整備を実施したり、農業用のため池や、水を確保するための水路といった、様々な農業水利施設を維持管理する組織となっております。県内には88の土地改良区があって、基本的にはその地域内の農業者で組織されておりまして、運営する経費を組合員の方の負担によりまかなわれているという組織となっております。</p> <p>そういった土地改良区の現状を、先ほど説明があったように、財政的な基盤が弱い土地改良区が数多く存在しておりまして、市町村からも恒常的経費の支援を頂いてお</p>

りますけれども、なかなか十分ではないという現状があります。農業生産にとって不可欠な農業用水の安定供給に、将来支障を及ぼすことも危惧されています。そういったことから、安定的な体制構築に向けて、何らかの公的支援が必要な時期に来ているのかなと思っております。

基本的に、農業をやる場合は、担い手の確保もありますし、農地の整備もありますけれども、あとは、農業生産には必ず水が必要ですので、水をきちっと維持・確保して、農業生産に支障が無いようにしていくのが、土地改良区ですので、そういった観点から、土地改良区の体制をしっかりとしていくための施策をやっていただければと思います。

先ほど、土地改良区の経営支援を強化するというので、一言入れていただきましたありがとうございます。

違和感があるのですが、「中山間地域等の活性化」という意味で言っているのではなくて、あくまでも農業生産をするための基盤の1つに水がありますので、その水を確保するための体制をしっかりとさせていただきたいということだったので、中山間地域等の活性化という面もあるのですが、それよりは、「生産基盤の強化・産地の生産力の強化」といった区分の中で、施策を進めていただければと思います。

あともう一つ、水力発電について記載をしておりますけれども、これまでもあちこちで話はしておりますけれども、なかなか難しい面もありますので、今後とも積極的な対応をお願いできればと思っております。

議長

ありがとうございました。

以上で、事前に御意見をいただいた方からは、具体的に御意見の説明を頂いた訳ですけれども、以下、事前に御意見をお寄せいただかなかった方から、それぞれ、一言、あるいは、一言でなくても大丈夫ですので、御発言いただければと思います。

石井委員

昨年度から担い手に関する関心が非常に高いということで、先ほど、担い手の育成確保について御紹介いただきました。この中で、「本県農業の課題解決に必要な対策」の中で、ここには、ただの担い手の確保ではなくて、“多様な”なところが出ているかと思えます。その中で、様々な主体（若い農業者、農業女子、高齢者等）のところですが、充実した生産支援を掲げて、戦略的に人を育てるとするのは、担い手政策の本望であると思えますけれども、実際にやはり、農業だけで食べていくというのは、必ずしも簡単ではない。そうなってくると、もう一つ併せて、多様な働き方、農業の中における多様な働き方というものを、ここでいう、最後の共通の取組、それから、半農半Xという言葉もありますが、昔の兼業農家というと、農家を片手間にやりながら、外側で十分な所得を稼ぐということがありますが、やはり、農業を専業でやるというのはなかなか難しい。ハウスを入れるということになると、かなりの労働力を使わなければならないということも出てきたり、農業の中でも、そういう意味では働き方改革という中で、様々な労働強度の軽減に関する施策が出てきますけれども、農業の働き方改革、労働時間の時短につながるような技術ですとか、農業の中で完結できない多様性といったところも、今年・来年といった形では難しい

	<p>ですけれども、そういった支援も含めて、多様な担い手といった考え方を進めていくのも大事ではないかと感じました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、齋藤委員、なにかあるでしょうか。</p>
齋藤委員	<p>私は、農業をやっているのですが、担い手が一番大変だと思っています。</p> <p>担い手を確保すること自体も大変ですし、高齢化が進みすぎていて、自分の地区だけでは、地区の土地自体を管理していくのも、だんだんままならない状況になってきて、隣の地区とやっていかなければならないような時代になってきたのかなと思います。昔の結いのように手助けしてやっていったのが、それが近所ではなくて、市町村単位になるのかもしれないですけれども、隣の集落とやっていくような時代になってきたのかなと、それが、国が推している人・農地プランなのかなと思います。</p> <p>あと、それに合わせて、農地中間管理機構が、いまいち機能していないように思います。“農地中間管理機構に合わせて、人・農地プランの作成を”との形で推進しているようですが、人・農地プランはあくまでも、その地区の話し合いを前提に、これからどのようにしようかということをお前提にやっていると思うのですけれども、それをまとめて、担い手にやろうとすると、農地中間管理機構を入れなければならないとか、そういった制限が出てきてしまうので、そこは考え直していただかないと。土地自体を管理していくには、その地区の人たちが、どういう土地であって、どういう形で管理していけばいいのか、どういった作物を作るといいのかを一番よく分かっているので、それを農地中間管理機構に入れて、企業であったり法人であったりとか、企業の参入は、その土地にとっていいか悪いかということも出てきてしまうので、農地中間管理機構に入れること自体も考えながら、地区の話し合いをしていかないと、これから担い手はいなくなってしまうと、農地としては荒れていくだろうと思います。</p> <p>土地改良区の話もありましたが、うちの方も山間部なので、土地改良区が重要なところにはいるのです。でも、それをやる担い手がないために、水路がだめになって、土地改良区が機能しないところもあります。土地改良区になっている状態のところでも、土地改良区としてなんの手助けも出来ない状態、それが、なぜかという、補助金を出す申請をしても、地区の負担が大きすぎて、水路を確保していくのが大変な状態になっている。ここ数年、豪雨災害などが多すぎて、水路が全て埋まってしまっても整備できない、先人の人たちが作ってくれた大切な水路であっても、それを確保して、きれいに整備していくことが出来ないということもあって、私たちの土地が、これからどうなっていくかというのが、園芸作物を作る前の、一番大事なところに来ているのかなと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、中村委員、いかがでしょうか。</p>
中村委員	<p>昨年議論した、担い手の確保というところで、短大なり、福大と連携なりというこ</p>

	<p>とが組み込んでいただいて、うれしく思っております。</p> <p>先ほど、関委員からありました、職業として、若いうちから、職業の選択肢という視点というのも、今回入ったということで、一歩進んだのではないかと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
平久井委員	<p>それでは、平久井委員、お願いします。</p> <p>担い手について、今年になって、県庁で集計して書面になっているのも分かりました。私の同級生も頑張っていたのですが、80本のリンゴの木を2月頃に切ってしまいました。別の方に譲るわけだったのですが、その方も80歳代で高齢なので、意欲はあっても体力が続かないので辞めてしまったのです。</p> <p>もう一人の方も80歳代で、モモ畑をやっていたのですが、残念ながら担い手がいなくて……。実話として聞いていると、どうしたらいいか分かりません。これほど、みんなで懸命に討議しても、職業としては、むずかしいのでしょうか。</p> <p>福島県は、キュウリとかモモ、ナシが美味しいし、県の特産と分かっております。</p> <p>学習センターや住宅地区に二人一組にて、リヤカーで高校生が来ます。そのとき住民は、励ましの言葉をかけてあげます。リヤカーが空になり、高校生が目を輝かせていました。家族や親戚の方が、「農業をやるなら協力するよ」と、第1次産業を応援してあげていただきたいです。</p> <p>これからの福島県、農業の担い手の確保こそ、最も重要な課題になると思います。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
横田委員	<p>それでは、横田委員、お願いします。</p> <p>対策については、そのとおりですよってことなのですが、観光分野から言わせていただくと、福島県はいろいろな農産物がありますが、そもそも量が足りているのかという疑問があります。</p> <p>たとえば、お宿さんが福島県の米を使っていないのではないかという話が出たのですけれども、私の知る限り、ほぼ100%福島県産を使っています。ただ足りてないのは野菜なのですね。先ほどの、須賀川のキュウリも、600ヘクタールが250ヘクタールになったというのは危機的な状況で、福島県はキュウリの産地だと言われていたのに、キュウリがことごとく足りない。キュウリの時期なのに、自分の県のキュウリが安定的に使えないという状況が起きています。A品は全農さんとかが、販路を持っていて県外に出荷されるのでしようけれども、県内の宿泊施設や飲食店を補えるほどのものがあるのかと言ったときに、たぶん、農家さんが減っている等のいろいろな理由を考えても、足りてないと思うのですね。</p> <p>その中で、先ほどの棚を確保するであつたりとか、生産量の拡大といった時に、必然的に必要なものは安定的な出荷量であり、今までのように新しいものを作るのではなく、選択と集中をしなければならぬと思います。いままでブランド力があつたものをちゃんと維持していかなければ産地が衰退していってしまうと思います。</p>

観光と農業は一体なので、「あれを食べに行きたい」といった時に、無いとは言えないですし、食べに来たお客様を満足させて、そのお客様が自分の土地に帰ったときに、「こないだ食べて美味しかったから、近くのスーパーに売ってたわ」という連携を作るといのが、本来の観光産業のあり方だと思っています。

そういう意味では、いろいろなものというよりは、福島県が強い農産物に集中していただくこととも必要だと思います。

あと、現場で感じているのが、パッケージの改良とかも大事なのですが、野菜の一時保管です。保管できないと、6次化商品も作れないという状況が起きますし、雪室も眠っている状況であったりとか、そういう所での地域間連携というところも加味して、いろいろなところを対策してもらえればと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、小澤委員、お願いします。

小澤委員

私は古殿町という中山間まっただ中の所で農業をしています。

15～6年前から、うちの地区でも集落営農を進められたり、団体で何かしませんかという話が、農地を守るということであったのですが、それをしていたところが、高齢化で継続出来なくなって、自然に団体が解散してしまっているのが現状です。

私の町は、10の地区があるうち、私が4つの地区の田んぼを預かっています。先ほど、齋藤委員も言われたように、人・農地プランとか、行政のやってほしいという気持ちはよく分かります。実は、うちの土地は50アールしかありません。4地区の人の田んぼを預かって、担い手がいないということで、どんどん集まって、今、10ヘクタール、刈り取りは25ヘクタール、棚田もあって、大きな機械が入りません。

息子が昨年、新規就農で、勤めていた会社を辞めて、私たちの後を継いでくれると言ったときには、嬉しいよりも不安だらけでした。今までは、息子は息子で働きながら、私たちがやっていて、ちょうどいい収入かなと思っていたので、それを今、100%農業に入ってくれるということは、周りから見たら「よかったね」と言ってくれますけど、私自身は未だに心配でなりません。

米だけでは経営は難しいので、息子は、古殿には果物を生産している人がいないので、直売所などにも果物が並ばないと言うことで、ブドウをやってみたいとなりまして、これから施設を作って、普及所の先生方と農協の方などにお世話になりながら、少しでも本人らしく、100%親の後を継ぐのではなくて、自分がやりたい方を向いていきたいという息子を、応援しながらとは思いますが、2年目になっても、親としては不安だらけです。

もう一点、うちは小さな農業経営なので、多種多様で動物も飼っています。

実は、震災前に羊を飼い始めたのですけれども、昔、古殿町は羊が日本一になったという歴史がありまして、中山間を生かして放牧したり、そんなこともいいのではないかと考えてやり始めたところ、23年に震災に遭いまして、電牧を張って、春から放牧するという直前に放牧禁止ということになってしまいました。今は、かわいそうなくらい、畜舎に囲まれて、買いエサを与えているのですけれども、和牛とか乳牛

は、ある程度データがあつて、今は土地改良すれば牧草を食べさせても大丈夫となつたのですけれども、羊とか山羊とかは、まだデータが無いと言うことで、放牧も禁止、市場に出すことも禁止になっている状態です。息子も、就農するにあたり、羊も魅力があるので、増やしたいとは言っているのですけれども、そんなところで、県の方でも、小動物に限っても全国で珍しかった本宮での競りを、一日でも早くデータを取っていただいて、再開できればと思います。

議長

ありがとうございました。  
それでは、宗像委員、何かございますか。

宗像委員

農業というのは、農作物を生産することだと思います。それを、いかに有利に販売するか、私たち協同組合としてやっていかなければならないことだと思っております。

私は、郡山の東の方で酪農をやっております。震災前は、福島県においては酪農家が500戸程ありました。現在は、300戸を切っております。震災で避難休業されている方も50数戸あります。年を取ったので辞めるという方がだいぶおりますので、だいぶ減っております。

その中で、生産量ですけれども、震災前は県内で約10万トンの生乳生産がありました。現在は、7万トンに減っている状態です。その中で、牛をやって一番感じているのは、デントコーンを作っているのですけれども、震災前は、イノシシなどは全く見なかったのですが、4～5年前から、イノシシがすごくて、電牧を張るわけですが、3町歩、4町歩の電牧となると、相当の距離があります。雑草は生えるのがすごく早いので、除草剤をかけるのですけれども、対応が難しく、草が電牧に触ると、電気がほとんど流れませんので、そこにイノシシが入って、20アールぐらいやられておりました。

そういったことで、現在、米にも入りまして、農家が水田にも電牧を張っている状況です。ただ、大きな面積ではないのであんまり儲からないのに電牧を張って、今心配されるのは、「もう面倒だから辞めよう」ということです。そういった場合に、イノシシは、カラッとしたところはほとんど歩かないのですが、茂ったところばかり歩くものですから、全部そのような状況になった場合は、畑も作らない、田んぼも作らないというようなことで、これから、うちの方はどうなるのか心配が多々あります。

福島県の酪農の状況ですけれども、飼養戸数は全国で9位です。飼養頭数は19位です。一戸あたり飼養頭数は44位です。全国で1番は162頭で三重県です。福島県は33頭です。そういったことで、小さな農家が大変多いですので、是非、共同の牧場を作って、震災前の10万トンに戻りたいと考えておりますので、そういったご支援と、鳥獣被害はこれから深刻になるのではないかと思いますので、電牧だけでは頭数は減らないので、根本的に減らさないとうちの方ではどうしようもないものですから、その辺も県の方で検討していただきたいと思っております。

議長

ありがとうございました。

梶内委員	<p>それでは、梶内委員、お願いします。</p> <p>お願いというか要望ですが、中山間地域、平坦地にせよ、農業をするには、今更ですが、コスト重視の議論をする場が必要なのではないかと思います。また、5年先、10年先を考えれば、経営の分岐点を表していただきたいと思います。また、県の農業短期大学校等と新規就農者、就農交付金受給者には強い結びつきでもっと強く経営できる農業者育成につながるようお願いいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、橋本委員、お願いします。</p>
橋本克也委員	<p>須賀川市長の橋本です。今日は来てよかったと思っております。</p> <p>中田委員から須賀川の現状を御報告いただいて、また横田委員にもご心配いただきまして、実際の所、須賀川岩瀬キュウリは大変ブランド化しておりまして、夏秋キュウリ日本一をずっと誇ってきたわけですけども、生産方法の転換もあって、数字そのものが、インパクトが強すぎるのかもしれませんが、福島県全体では、県北地方、伊達地方でもキュウリ生産は盛んになってきているので、福島県全体のキュウリという点では、これほど大きなショックは受けないだろうと思っておりますが、ただ、高齢化によって、我が方の生産者は減ってきています。</p> <p>また、朝晩の収穫、いわゆる露地物という栽培方法ですと、労力がかかるということで、須賀川では、きゅうりん館という選果施設があります。これが20数年経って老朽化して、県と市と、産地パワーアップ事業で来年度、新しく選果施設が整備される予定であります。</p> <p>毎年、東京、大阪の市場やスーパーに、農協関係者と一緒にトップセールスということで、行っておりますけれども、やはり、福島県のキュウリは大変期待されているので、出来るだけ生産面積を回復したいという思いがあって、先ほど、担い手の問題もありましたが、私は生産者の皆さんに、「後継者は息子でなければなりませんか」と聞いてみたことがあります。須賀川市も、人・農地プランの推進を図っているのですが、これについては是非、農業者、生産者の理解を得なければならないということと、新規就農者は若者でなければならないのかという思いもあって、キュウリの生産であれば、比較的小さな営農面積で、収益を上げられ得る作物でもありますので、周りに先生はいっぱいいますから、定年後の就農というのでも、十分考えられるのだらうと思っております。また、女性の就農にもむしろ、選果施設もありますので、適しているのだらうと思っております。市としても、これに取り組んできたいと思っております。</p> <p>また、市場やスーパー、東京や大阪に行って感じるのには、既に消費者の皆さんには、あまり福島産を毛嫌いする意識は、直接的には感じておりません。特に、市場関係者の皆さんも、むしろ改めて放射能の話とかはしないしてほしいと言われるくらいであります。満田委員のご指摘のように、一部に根っからの、一割の方は未だにおられるということは事実ですが、よくよく考えると、その方たちが10倍食べてくれるので</p>



議長	<p>あれば十分に対応のし甲斐もあるのだと思いますが、むしろ、風評をぬぐい去ったり消し去ったりすることは出来ないとすれば、安全であったり、美味しい、良質であるということを上書きしていくしかないのだろうと、むしろそこに力を注ぐべきなのではないかと思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>おそらく、今の委員の皆様のお言葉を聞いて、更に発言をしたいという方がいるかもしれませんが、予定の時間が迫っておりますので、このあたりで締めさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>私の方から付け加えることは無いかと思っております。ただ、少し気になったのは、集落間の違いというような話、もともと農業とかは、そういう違いがあるということなのですけれども。それとも関連して、市町村によって扱いが違うというようなお話ですね。この辺は、現場で接する方ならではの印象を率直にお話いただいたのではないかと思います。おそらく、画一的な答えがあるということが、なかなか難しい、むしろ、的確な解き方を身につけていくことが必要な時代になっているのかなと感じております。</p> <p>以上で議論はよろしいでしょうか。事前にいただいた御意見、それから本日、非常に貴重な御意見をいただきました。これにつきましては、審議会の提言として取りまとめた上、各委員に改めてお送りした上で、まとめてまいりたいと思っております。取りまとめについては恐縮ですが、私と事務局にご一任いただければと思いますが、その際、委員の皆様にもいろいろお尋ねすることもあると思っております。その際は、御協力をお願いしたいと思います。</p> <p>県におかれましては、今日の御意見・御提言を踏まえて、プランの進行管理と、来年度の施策に反映するよう、ご尽力の程をお願いいたします。</p> <p>以上で議事は終了ですけれども、そのほか皆様から何かあるでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の議事を終了し、議長の職は終えさせていただきます。御協力ありがとうございました。</p>
司会	<p>——諮問——</p> <p>ありがとうございました。それでは、次第の5「新しい福島県農林水産業振興計画について」に移ります。</p> <p>まず始めに、スケジュール等につきまして、事務局から説明いたします。</p>
農林企画課長 (事務局)	<p>それでは、資料8と資料9をご覧ください。</p> <p>冒頭、県からの挨拶にもあつたとおり、県の最上位計画であります、「福島県総合計画」につきましては、当審議会所管の振興計画と同様、来年が目標年度となっておりますので、見直しの作業が始まったところです。その中で、資料8の1ページ目に</p>

書いてあります、“1 策定に当たっての基本的な考え方”は後ほどご覧いただきたいと思いますが、これまで同様の考え方に合わせて、点線で囲まれた中にあるように、留意すべき重要な視点ということで、“人口減少・少子高齢化社会への対応”、“SDGs（持続可能な開発目標）の考え方との整合”など、新たな視点も含めて、検討が始まったところです。

裏面をご覧くださいますと、計画期間につきまして、“30年先の福島県の将来を見据えつつ、10年後に目指す姿（将来像）を示した10年間の計画とする。”という形で進んでおります。

こういった県の最上位計画を踏まえまして、資料9をご覧ください。

“1 背景”につきましては、書いてあるとおりでございます。二番目の丸にありますとおり、総合計画と同様に、本計画につきましても、令和2年度末を持って計画期間が満了を向かえることから、今年度から復興の進捗状況などを踏まえまして、現計画の点検を行うとともに、時代潮流や社会情勢の変化を捉え、新たな計画に着手したいと考えているところです。

“2 基本的な考え方（案）”ですが、この後、諮問させていただいて、考え方の議論を次回以降していただくこととなりますが、現段階では総合計画に準じて、こういう記載をさせていただいております。“未曾有の複合災害からの復興、そして、農林水産業を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、時代に即した進行施策を進めていくため、長期的展望に立った県が行う施策の基本的な方向性を示す計画とする”、“農林水産業者はもとより、県民、民間団体、企業、市町村、県などあらゆる主体がそれぞれの強みを発揮し、目指すべき将来像の実現に向けて、相互に連携・共働して取り組むことを踏まえた計画とする”という、現段階での案でございます。これは、次回以降、御議論いただければと思います。

このような基本的な考え方を基に、今後のスケジュールですが、この計画は、水産業・林業もでございますので、水産業振興審議会、森林審議会へも諮問した後、来年度にかけまして、複数回ご検討いただいて、各審議会からの答申を頂きまして、来年度末に策定したいと考えております。

裏面の想定スケジュールですが、本日9月2日に諮問させていただいて、第2回は1月頃に総点検、課題の整理、柱の検討。年度明けまして、5～6月頃に第3回で、主要施策、指標の検討。8～9月頃に第4回で、中間整理案の検討。11～12月頃に第5回で、市町村意見等の対応、答申案の検討。第2回～第5回まで4回程度の検討を頂いて、1月～2月頃に答申を頂いて、県としては令和3年3月に計画を策定したいと考えているところです。

なお右側の欄は、総合計画のスケジュールも記載させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

このような形で、今後新たな計画の策定に着手しまして、進めていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

司 会

続きまして、農林水産部長から当審議会に諮問がございます。代表して、生源寺会長に手交いたします。委員の皆様には、諮問文の写しをお配りしておりますので、ご覧

	<p>ください。</p>
農林水産部長	<p>それでは諮問をさせていただきます。          (※諮問文読み上げ)          どうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>それでは、生源寺会長から一言頂きたいと思います。</p>
会 長	<p>総合計画、最上位の計画と平行して進んで行くわけですので、最上位のもとに、我々の仕事があるという面もありますけれども、我々の仕事は、最上位の総合計画の中身に反映させていく面もあるかと思しますので、これまで同様、忌憚のない御意見を、また、クリエイティブな創造的な御意見を頂ければありがたいと思っております。          よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。最後に、松崎農林水産部長から一言、挨拶を申し上げます。</p>
農林水産部長	<p>本日は長時間にわたりまして、御審議を頂きましてありがとうございました。          重要なご指摘、大変多く頂きました。いくつか私が記憶に残っているところを説明させていただきますが、やはり昨年に引き続き、担い手の関係が課題だと認識しているということだと思います。職業として農業を分かってもらわなければならないのではないかと。そして、いままでは、一人の担い手ではなかなか作れないので、集落でやってきましたけれども、その集落も限界に近づいているので、集落も広域的に考えていかなければならないのではないかとということ。それから、併せて土地改良区も集落と同じように考えていかなければならないのではないかと。          個別の話では、GAPは推進しているけど、オリパラ後はどうするのだというような御意見。それから、風評は消費者よりも流通関係者に言っていかなければならないのではないかいって御意見、そういった様々な重要なご指摘を頂きました。          我々としては、今日頂いた御意見を、来年度の施策にしっかり反映できるように、これから取り組んでいきたいと思います。          それから今ほど、新しい計画についても諮問させていただきました。来年度にかけて、皆さんには大変お忙しい中、何度も足を運んでいただくことになると思っておりますけれども、何卒よろしくお願いをいたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。          本日は、本当にありがとうございました。</p>
	<p>——閉 会——</p>
司 会	<p>以上をもちまして、令和元年度第1回福島県農業振興審議会を終了いたします。          ありがとうございました。</p>

(以 上)